

建設委員会議案説明資料

令和2年6月8日

件名	頁
1 第66号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例	2
2 第67号議案 足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例	15

(都市建設部)

第 6 6 号議案説明資料

令和 2 年 6 月 8 日

件 名	足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
所管部課名	道路整備室道路管理課 建築室建築審査課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>(1) 東京都屋外広告物条例の一部が改正され、広告物の種類にプロジェクションマッピングが追加されたため。</p> <p>(2) 地球温暖化対策のために創設された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部が改正され、単棟の建築物ごとに省エネ性能を評価する従来の制度に加え、複数の建築物の省エネ性能について総合的に評価する基準が追加されたため。</p> <p>以上のことから、足立区事務手数料条例の一部を改正する。</p> <p>2 改正の概要</p> <p>(1) 条例第 6 条別表第 4 の種別・単位に「プロジェクションマッピング面積 5 平方メートルまでごとにつき」を、額に「3,220円。ただし、面積 1,000 平方メートルを超えるものにあつては、64万4,000円とする。」を追記する。</p> <p>(2) 条例第 6 条別表第 6 及び 7 に定める申請手数料は、複数建築物の省エネ認定手数料について、それぞれの建築物の認定手数料の合算額とする。</p> <p>3 新旧対照表 別紙参照 P 3～14</p> <p>4 施行年月日</p> <p>(1) 令和 2 年 7 月 1 日</p> <p>(2) 公布の日</p>
今後の方針	関係する法令及び条例等の改正に伴い、必要な規定整備を行うとともに、事業者等への的確な指導に努めていく。

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

別紙

改 正 前					改 正 後				
○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号					○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号				
第1条～第9条、付則及び別表第1（第6条関係）～第3（第6条関係） （省略）					第1条～第9条、付則及び別表第1（第6条関係）～第3（第6条関係） （現行のとおり）				
付 則（令和2年 月 日条例第 号） <u>この条例中別表第4の改正規定は令和2年7月1日から、別表第6及び別表第7の改正規定は公布の日から施行する。</u>					付 則（令和2年 月 日条例第 号） <u>この条例中別表第4の改正規定は令和2年7月1日から、別表第6及び別表第7の改正規定は公布の日から施行する。</u>				
別表第4（第6条関係） 土木関係					別表第4（第6条関係） 土木関係				
事務	手数料 の名称	種別・単位	額	徴収時期	事務	手数料 の名称	種別・単位	額	徴収時期
1 東京都屋 外広告物条 例（昭和24 年東京都条 例第100号） 第23条の規 定に基づく 屋外広告物 の表示又は 掲出の許可 の申請に対 する審査	屋外広 告物許 可申請 手数料	(1) 広告塔面 積5平方メー トルまでごと につき	3,220円	許可申請 のとき	1 東京都屋 外広告物条 例（昭和24 年東京都条 例第100号） 第23条の規 定に基づく 屋外広告物 の表示又は 掲出の許可 の申請に対 する審査	屋外広 告物許 可申請 手数料	(1) 広告塔面 積5平方メー トルまでごと につき	3,220円	許可申請 のとき
		(2) 広告板面 積5平方メー トルまでごと につき	3,220円				(2) 広告板面 積5平方メー トルまでごと につき	3,220円	
							(3) プロジェ クションマッ ピング面積5 平方メートル までごとにつ き	3,220円。た だし、面積 1,000平方メ ートルを超 えるものに あつては、 64万4,000 円とする。	

改 正 前				改 正 後			
		(3) 小型広告 板 1枚につ き	400 円			(4) 小型広告 板 1枚につ き	400 円
		(4) はり紙は り札等 50枚 までごとに つき	2,250 円			(5) はり紙は り札等 50枚 までごとに つき	2,250 円
		(5) 広告旗 1本につき	450 円			(6) 広告旗 1本につき	450 円
		(6) 立看板等 1枚につき	450 円			(7) 立看板等 1枚につき	450 円
		(7) 電柱・街 路灯柱利用 広告 1枚につ き	310 円			(8) 電柱・街 路灯柱利用 広告 1枚につ き	310 円
		(8) 標識利用 広告 1枚に つき	210 円			(9) 標識利用 広告 1枚に つき	210 円
		(9) 宣伝車 1台につき	4,950 円			(10) 宣伝車 1台につき	4,950 円
		(10) バス又は 電車の車体利 用広告で長方 形の枠を利用 する方式によ るもの 1枚 につき	610 円			(11) バス又は 電車の車体利 用広告で長方 形の枠を利用 する方式によ るもの 1枚 につき	610 円
		(11) (10)以外 の車体利用 広告 1台につ き	1,950 円			(12) (11)以外 の車体利用 広告 1台につ き	1,950 円

改正前				改正後			
	(12) アドバルーン 1個につき	2,850 円			(13) アドバルーン 1個につき	2,850 円	
	(13) 広告幕 1張につき	990 円			(14) 広告幕 1張につき	990 円	
	(14) アーチ 1基につき	1万630 円			(15) アーチ 1基につき	1万630 円	
	(15) 装飾街路灯 1基につき	5,010 円			(16) 装飾街路灯 1基につき	5,010 円	
	(16) 店頭装飾 1基につき	1万9,800 円			(17) 店頭装飾 1基につき	1万9,800 円	

別表第5（第6条関係）（省略）

別表第6（第6条関係）

事務	手数料の名称及び額	徴収時期
(省略)	(省略)	(省略)

備考

- 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は 非住宅の部分が存在しない場合 は、当該部分の額は加算しない。
- (省略)

別表第7（第6条関係）

建築・都市整備関係

事務	手数料の名称及び額	徴収時期

別表第5（第6条関係）（現行のとおり）

別表第6（第6条関係）

事務	手数料の名称及び額	徴収時期
(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

備考

- 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。
- (現行のとおり)

別表第7（第6条関係）

建築・都市整備関係

事務	手数料の名称及び額	徴収時期

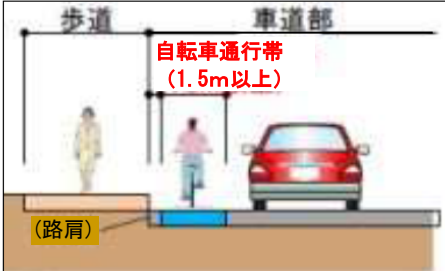
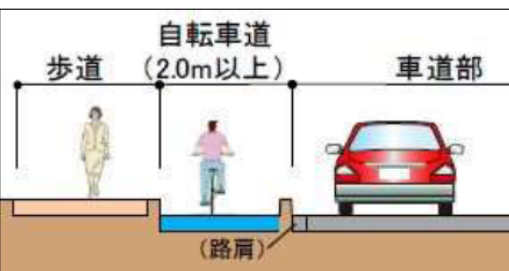
改正前					改正後							
1～4 (省略)	(省略)				(省略)	1～4 (現行のとおり)	(現行のとおり)				(現行のとおり)	
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合	(省略)				(省略)	5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合	(現行のとおり)				(現行のとおり)	
	(1) (省略)	ア (省略)			(省略)		(1) (現行のとおり)	ア (現行のとおり)				(現行のとおり)
		イ (省略)	(ア) (省略)	(省略)	(省略)			(省略)	(現行のとおり)	(現行のとおり)		
	(省略)			(省略)	(省略)			(現行のとおり)	(現行のとおり)			
	(省略)			(省略)	(省略)			(現行のとおり)	(現行のとおり)			
	(省略)			(省略)	(省略)			(現行のとおり)	(現行のとおり)			
	(イ) (省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)			(現行のとおり)	(現行のとおり)			
			(省略)	(省略)	(省略)			(現行のとおり)	(現行のとおり)			
			(省略)	(省略)	(省略)			(現行のとおり)	(現行のとおり)			
			(省略)	(省略)	(省略)			(現行のとおり)	(現行のとおり)			

改正前						改正後								
している旨の認定の申請に対する審査	(2) (1)に定める以外の場合	ア 一戸建て住宅	(ア) 性能基準 (省令第1条第1項第2号イ(1)___及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合	(省略)	(省略)	(2) (現行のとおり)	ア (現行のとおり)	(ア) 性能基準 (省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(イ) モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1万7,700円	
				(省略)	(省略)				(現行のとおり)	(現行のとおり)		住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1万9,100円	
				(省略)	(省略)				(現行のとおり)	(現行のとおり)		(ウ) 仕様基準 (省令	(現行のとおり)	(現行のとおり)
				(省略)	(省略)				(現行のとおり)	(現行のとおり)				
				(省略)	(省略)				(現行のとおり)	(現行のとおり)				
				(省略)	(省略)				(現行のとおり)	(現行のとおり)				

改 正 前			改 正 後
			<p><u>1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項（1）の規定により算出した額とする。</u></p> <p><u>2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項（1）の規定により算出した額とする。</u></p> <p><u>3 （現行のとおり）</u></p> <p><u>4 （現行のとおり）</u></p> <p><u>5 （現行のとおり）</u></p> <p><u>6 （現行のとおり）</u></p> <p><u>7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。</u></p> <p><u>8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。</u></p> <p><u>9 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネ</u></p>
備考			
<u>1</u>	(省略)		
<u>2</u>	(省略)		
<u>3</u>	(省略)		
<u>4</u>	(省略)		

第 6 7 号議案説明資料

令和 2 年 6 月 8 日

件 名	足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	道路整備室道路管理課
内 容	<p>道路構造令の一部を改正する政令（平成 3 1 年政令第 1 5 7 号）に伴い、足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例を改正する。</p> <p>1 改正概要</p> <p>(1) 自転車通行帯の新設 新たに自転車通行帯の設置要件を規定する。</p> <p>(2) 自転車道の設置要件の追加 「設計速度が一時間につき 6 0 k m 以上であるもの」を追加する。</p> <p>(3) その他 自転車通行帯及び自転車道は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、設置しない場合もある。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>(自転車通行帯)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(自転車道)</p>  </div> </div> <p>2 新旧対照表 別紙参照 P 1 6 ~ 1 9</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
問 題 点 今後の方針	今後も道路構造令が改正された際は、速やかに条例を改正していく。

足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例 平成25年3月28日条例第28号</p>	<p>○足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例 平成25年3月28日条例第28号</p>
<p>第1条～第2条 (省略) (車線等)</p> <p>第3条 車道 (副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。) は、車線により構成されるものとする。ただし、第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 停車帯を設ける道路については、前項の表設計基準交通量の欄中「12,000」とあるのは「22,000」と、「10,000」とあるのは「21,000」と、「9,000」とあるのは「19,000」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>4～5 (省略)</p> <p>6 第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄(さく)部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>第4条～第5条1項 (省略)</p> <p>2 副道の副員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>第6条～第7条2項 (省略)</p>	<p>第1条～第2条 (現行のとおり) (車線等)</p> <p>第3条 車道 (副道、<u>停車帯、自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。) は、車線により構成されるものとする。ただし、第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 <u>停車帯又は自転車通行帯</u>を設ける道路については、前項の表設計基準交通量の欄中「12,000」とあるのは「22,000」と、「10,000」とあるのは「21,000」と、「9,000」とあるのは「19,000」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>4～5 (現行のとおり)</p> <p>6 第4級の普通道路の車道 (<u>自転車通行帯を除く。</u>) の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄(さく)部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>第4条～第5条1項 (現行のとおり)</p> <p>2 副道 (<u>自転車通行帯を除く。</u>) の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>第6条～第7条2項 (現行のとおり) (<u>自転車通行帯</u>)</p> <p>第7条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い道路 (自転車道</u>を設ける道路を除く。) には、車道の左端寄り (停車帯を設ける道路にあっては、停車</p>

改正前	改正後
<p>第8条（省略） （自転車道）</p> <p>第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（いずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</p> <p>4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</p> <p>第8条（現行のとおり） （自転車道）</p> <p>第9条 自動車及び自転車の交通量が多い道路（第3級及び第4級の道路を除く。次項において同じ。）で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>

改正前	改正後
<p>3～5（省略） （自転車歩行者道）</p> <p>第10条 自動車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>3～5（現行のとおり） （自転車歩行者道）</p> <p>第10条 自動車の交通量が多い道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>2～4（省略） （歩道）</p> <p>第11条 道路（第4級の道路及び自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>2～4（現行のとおり） （歩道）</p> <p>第11条 道路（第4級の道路及び自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
<p>2～5（省略）</p> <p>第12条～第38条（省略） （小区間改築の場合の特例）</p> <p>第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項及び第4項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2</p>	<p>2～5（現行のとおり）</p> <p>第12条～第38条（現行のとおり） （小区間改築の場合の特例）</p> <p>第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、<u>第7条の2第3項</u>、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項及び第4項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの基準によらないことができる。</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、<u>第7条の2第3項</u>、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び</p>

改正前	改正後
<p>項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>第40条～第42条（省略）</p> <p>付 則（省略）</p>	<p>第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>第40条～第42条（現行のとおり）</p> <p>付 則（現行のとおり）</p> <p>付 則（令和2年 月 日条例第 号）</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路については、この条例による改正後の第7条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、<u>なお従前の例による。</u></p>